

年 月 日

主務大臣名 殿

申請者名
住 所
代表者氏名

登録認証機関〔登録外国認証機関〕登録（登録の更新）申請書

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第14条第1項（第17条第2項において準用する法第14条第1項）〔第34条（第36条において準用する法第17条第2項において準用する法第14条第1項）〕の規定に基づき、登録認証機関〔登録外国認証機関〕の登録（登録の更新）を受けたいので、日本農林規格等に関する法律施行規則（令和4年財務省・農林水産省令第3号）第40条第2項（第45条において準用する同令第40条第2項）〔第65条において準用する同令第40条第2項（第68条において準用する同令第40条第2項）〕に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 認証を行おうとする区分

2 法第15条各号（法第17条第2項において準用する法第15条各号）〔法第36条において準用する法第15条各号（法第36条において準用する法第17条第2項において準用する法第15条各号）〕のいずれかに該当する事実の有無

3 認証を行う事業所の所在地

事業所名	所在地

4 認証を行おうとする区域

事業所名	認証を行おうとする区域

備考

- 「1 認証を行おうとする区分」は、当該区分に含まれる日本農林規格のうち一部のものについて認証を行おうとする場合にあっては、当該日本農林規格の名称を記載すること。
- 酒類に係る認証を行おうとする場合は、「1 認証を行おうとする区分」にその旨を明記すること。